**小規模修繕・物品調達契約希望者登録制度の設立について**

　町が発注する小規模修繕・物品調達契約において、町内の小規模事業者の受注機会を拡大し、地域経済の活性化に寄与することを目的とした制度を開始します。

（１）対象となる契約

　　・内容が軽易で、かつ履行の確保が容易であると認められるもののうち、１件の

設計金額が30万円以下のもの。

　　例１．ゴム・皮革・プラスチック製品の購入

　　例２．空調機器修繕、タイル・ブロック修繕

（２）登録業者

　　・登録については２月１日から随時受付いたします。登録申請書については

町ホームページ(http://www.town.gonohe.aomori.jp/)に掲載していますので

町財政課まで申請してください。

・登録有効期間は令和７年３月３１日まで、以降は更新が必要です。

・登録申請が受理された業者については、名簿を五戸町HPにて公表します。

　　・これにより、登録業者が履行可能な業種を明確化し、小規模事業者が下請けから

元請けとなることを目的としています。そのため、受注契約で下請けが必要な場合には発注担当課と協議が必要になります。

（３）登録業者の取扱い

　　・町が発注する小規模修繕・物品調達について、登録された希望者に対し積極的に

見積参加の機会を与えるよう努めます。

（４）その他

　　・町発注の契約行為のため、完成書類や検査が発生します。必要書類は契約ごとに

異なりますので見積の段階で担当課にご確認ください。

　　・制度についての不明な点は下記財政課までお問い合わせください。

※なお本制度は競争入札参加資格者名簿に登録を希望していない小規模事業者

が対象です。また、登録されている事業者の選定を妨げるものではありません。

お問い合わせ先

五戸町　財政課　管財班

0178-62-2111(内222)